

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		建築協定に関する公聴会規則 退場命令
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根 拠 法 令 及 び 条 項		建築協定に関する公聴会規則第13条第2項 2 議長は、聴聞を妨害し又は会場の秩序をみだす者に対して退場を命ずることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日 設定 (年 月 日 最終変更)